

第9回農業委員会総会議事録

平成27年3月30日

日 時 平成27年3月30日(月) 午前9時30分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 田 村 繁 則

書 記

栗山町農業委員会事務局 西 村 敬 美

本日の出席委員

1 番 井 内 弘	10 番 鳥 村 正 行
2 番 桂 一 照	11 番 木 内 浩 一
3 番 清 水 哲 雄	12 番 小 川 信 一
4 番 蔵 田 信 幸	13 番 瀧 野 巖
5 番 篠 田 勝	14 番 青 山 悟
6 番 長 谷 川 誠	15 番 中 島 信 之
7 番 笹 谷 和 広	16 番 吉 田 寿 栄
8 番 亀 田 孝	17 番 田 村 繁 則
9 番 藤 田 淳	

本日の欠席委員

なし

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局 長 松 本 俊 哉
" 事務局 員 西 村 敬 美

第9回農業委員会総会議事録

平成27年3月30日

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名 (2番 桂委員、 3番 清水委員)
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第22号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
5	報告第23号	農地法第18条第6項の規定による通知について
6	報告第24号	農地のあっせん成立について
7	報告第25号	農業生産法人の設立について
8	報告第26号	平成26年度農地部会活動報告及び平成27年度活動計画について
9	報告第27号	平成26年度農政部会活動報告及び平成27年度活動計画について
10	報告第28号	平成26年度運営委員会活動報告及び平成27年度活動計画について
11	議案第46号	農地法第3条の規定による許可申請について
12	議案第47号	土地の現況証明願いについて
13	議案第48号	農用地利用集積計画(案)について
14	議案第49号	農地のあっせんについて
15	議案第50号	平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案) 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)
16	議案第51号	栗山町農地台帳点検等実施規程について
17	議案第52号	農業委員会事務局職員の任免について
18	議案第53号	栗山町農業委員会事務局規程の一部改正について
19		農業団体等報告事項

(局長)

全員ご起立願います。「礼」ご着席ください。

第9回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、全員出席でございますので、栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

(会 長)

皆さん、おはようございます。春の大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。それでは、早速進めてまいります。

(議 長)

日程1番 「会議録署名委員の指名」でございますが2番桂委員、3番清水委員さんよろしく願いいたします。

日程2番 「会期の決定」についてですが、本日1日でよろしいでしょうか。

(ハイの声) ハイの声がありましたので本日1日といたします。

日程3番 「諸般の報告」を局長の方からお願いします。

(局 長)

会務報告を申し上げます。2月26日に第3回農政部会及び第4回農地部会が開催されております。3月2日から19日にかけて平成27年度第2回栗山町議会定例会が開催され、田村会長が出席してございます。10日でございます、第3回運営委員会が開催されております。15日でございます、【STOP! TPP】空知地区緊急集会在岩見沢市で開催され、田村会長・吉田代理が出席してございます。22日でございます、「TPPから命と暮らしを守ろう！」北海道緊急大集会在札幌市で開催され、田村会長が出席してございます。23日でございます、現地調査を、桂委員、鳥村委員、木内委員で実施してございます。26日でございます、北海道農業会議第79回総会在札幌市で開催され、田村会長が出席してございます。27日でございます、青年農業賞表彰式が開催され、田村会長が出席してございます。同日に農畜産物対策推進協議会役員総会が開催され、田村会長・吉田代理が出席してございます。以上でございます。

(議 長)

事務局長より会務報告について説明がありました。

会務報告について、何か質問等ございませんか。

なければ次に進みます。

日程4 報告第22号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いいたします。

(事務局)

報告第22号 農地の使用貸借契約の解約の通知について 下記の農地にかかる使用貸借契約の解約について、通知があったので報告する。今回の通知は1件でございます。

所在 ○○48番地1 地目につきましては公簿、現況とも畑 面積 15,740 m²外 7筆 田 6筆 27,062 m² 畑 2筆 18,888 m² 合計 45,950 m² 利用状況 水田及び普通畑として利用 契約内容 使用貸借 契約年月日 平成19年3月30日 契約期間 平成19年3月30日から29年11月30日 解約通知日 平成27年3月23日 通知者 貸主 栗山町字○○95番地 ○○○○ 借主 栗山町字○○95番地 ○○○○ この通知は、後程審議いたします他の方に賃貸するためのものがございます。

(議長)

はい。何か質問等ございませんか。

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程5 報告第23号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れについて、農地法第18条第6項の規定により通知があったので報告する。今回は8件の通知でございます。

番号1 所在 ○○25番地3 地目につきましては公簿、現況とも田 面積 6,073 m²の1筆 利用状況 水田として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成23年12月29日 契約期間 平成23年12月29日から平成34年11月30日 解約通知日 平成27年3月2日 通知者 賃貸人 栗山町字○○81番地 ○○○○ 賃借人 栗山町字○○18番地 ○○○○ この通知は、後程審議いたします他の方へ賃貸するためのものがございます。

番号2 所在 ○○34番地の内 地目につきましては公簿地目畑、現況は田 面積 2,247 m²外 19筆 田 11筆 62,040 m² 畑 9筆 17,405 m² 計 20筆 79,445 m²でございます。利用状況 水田、普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成21年2月26日 契約期間 平成21年2月26日から平成30年11月30日 解約通知日 平成27

第9回農業委員会総会議事録

平成27年3月30日

年3月11日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇29番地 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇49番地 株式会社〇〇〇〇 この通知は、後程審議いたしますあっせんのためのものでございます。

番号3 所在 〇〇140番地2 地目につきましては公簿、現況ともに田 面積7,617㎡外9筆 田8筆35,156㎡ 畑2筆7,905㎡ 計10筆43,061㎡でございます。利用状況 水田、普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成23年12月29日 契約期間 平成23年12月29日から平成34年11月30日 解約通知日 平成27年3月13日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇152番地 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇18番地 〇〇〇〇 この通知は、後程審議いたしますあっせんのためのものでございます。

番号4 所在 〇〇59番地36の内 地目につきましては公簿、現況ともに畑 面積500㎡外1筆 田1筆5,008㎡ 畑1筆500㎡ 計2筆5,508㎡でございます。利用状況 水田、普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成19年3月30日 契約期間 平成19年3月30日から平成29年11月30日 解約通知日 平成27年3月23日 通知者 賃貸人 〇〇県〇〇市〇〇18番地1 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇95番地 有限会社〇〇〇〇 この通知は、後程審議いたします他の方へ賃貸するものでございます。

番号5 所在 〇〇154番地 地目につきましては公簿、現況とも田 面積9,162㎡の1筆 利用状況 水田として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成23年4月28日 契約期間 平成23年4月28日から平成27年11月30日 解約通知日 平成27年3月23日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇59番地132 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇95番地 有限会社〇〇〇〇 この通知は、後程審議いたします他の方へ賃貸するためのものでございます。

番号6 所在 〇〇170番地1 地目につきましては公簿、現況ともに畑 面積29,741㎡外11筆 田4筆20,652㎡ 畑8筆40,596㎡ 計12筆61,248㎡でございます。利用状況 水田、普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成26年11月29日 契約期間 平成26年11月29日から平成36年11月30日 解約通知日 平成27年3月23日 通知者 賃貸人 〇〇市〇〇 〇〇〇〇 賃借人 〇〇県〇〇村 〇〇〇〇 この通知は、後程報告いたします法人設立に伴うものでございます。

番号7 所在 〇〇768番地5 地目につきましては公簿、現況とも畑 面積2,083㎡の1筆 利用状況 普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成17年12月28日 契約期間 平成17年12月28日から平成28年11月30日 解約通知日 平成27年3月24日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇768番地1 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇770番地1 〇〇〇〇 この通知は、後程審議いたします他の方へ賃貸するためのもの

でございます。

番号8 所在 ○○768 番地 4 地目につきましては公簿、現況ともに田 面積 2,778 m²外 3 筆 計 田 4 筆 27,387 m²でございます。利用状況 水田として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成 24 年 12 月 28 日 契約期間 平成 24 年 12 月 28 日から平成 34 年 11 月 30 日 解約通知日 平成 27 年 3 月 24 日 通知者 賃貸人 栗山町字○○768 番地 1 ○○○○ 賃借人 栗山町字○○770 番地 1 ○○○○ この通知は、後程審議いたします他の方へ賃貸するものでございます。以上でございます。

(議長)

はい。何か質問等ございませんか。

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 6 報告第 2 4 号「農地のあっせん成立について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第 2 4 号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は 3 件の成立でございます。

番号 1 申出者 栗山町字○○253 番地 2 ○○○○ 相手方 栗山町字○○205 番地 ○○○○ 対象農地 所在字○○249 番地 1 地目につきましては公簿畑、現況田 面積 43,021 m²外 4 筆 田 3 筆 74,384 m² 畑 1 筆 2,139 m² 雑種地 1 筆 933 m² 計 5 筆 77,456 m²でございます。成立年月日 平成 27 年 3 月 5 日 売買価格につきましては、10 a あたり田 ○○○,○○○円 畑 ○○○,○○○円 雑種地 ○○,○○○円 面積を乗じまして、対価 ○,○○○,○○○円でございます。あっせん委員につきましては、亀田委員、笹谷委員でございます。

番号 2 申出者 栗山町字○○253 番地 ○○○○ 相手方 栗山町字○○205 番地 ○○○○ 対象農地 所在字○○255 番地 1 地目につきましては公簿畑、現況田 面積 9,081 m²外計 6 筆 田 4 筆 26,320 m² 畑 1 筆 5,176 m² 雑種地 2 筆 1,579 m² 計 7 筆 33,075 m²でございます。成立年月日 平成 27 年 3 月 5 日 売買価格につきましては、10 a あたり田 ○○○,○○○円 畑 ○○○,○○○円 雑種地 ○○,○○○円 それぞれ面積を乗じまして、対価 ○,○○○,○○○円でございます。あっせん委員につきましては亀田委員、笹谷委員でございます。以上でございます。

番号 3 申出者 栗山町字○○130 番地 ○○○○ 相手方 栗山町字○○153 番地 13

第9回農業委員会総会議事録

平成27年3月30日

〇〇〇〇 対象農地 所在字〇〇127 番地 地目につきましては公簿原野、現況田 面積 3,406 m²外計7筆 田5筆 39,591 m² 畑1筆 889 m² 雑種地2筆 801 m² 計8筆 41,281 m²でございます。 成立年月日 平成27年3月12日 売買価格につきましては、10aあたり田 〇〇〇,〇〇〇円 畑 〇〇〇,〇〇〇円 雑種地 〇〇,〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして、対価 〇,〇〇〇,〇〇〇円でございます。 あっせん委員につきましては小川委員、田村委員でございます。以上でございます。

(議長)

はい。何か質問等ございませんか。

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程7 報告第25号「農業生産法人の設立について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第25号 農業生産法人の設立について 下記のとおり農業生産法人設立の届出があったので報告する。

番号1 名称 合同会社〇〇〇〇 住所 栗山町字〇〇170 番地 組織の種類 合同会社 資本金 100万円 設立年月日 平成27年2月6日 事業内容 1. 家畜の飼育・販売及び食肉製品の加工・販売 2. 農畜産作業の受託並びに飼料・堆肥の製造及び販売 3. 農畜産物の加工、貯蔵、運搬及び販売 4. 飲食店の経営 5. 観光農園及び民宿の経営 6. 農業体験に関する企画及び開催運営 8. 前各号に附帯する一切の事業 構成員 〇〇〇〇 〇〇才 職業 農業 構成員の要件 常時従事者 業務執行権の有無 有で代表社員 法人の事業に従事する年間総日数 300日 農作業に主として従事する日数 300日 〇〇〇〇 〇〇才 職業 農業 構成員の要件 常時従事者 業務執行権の有無 有 法人の事業に従事する年間総日数 300日 農作業に主として従事する日数 300日 となっております。以上でございます。

(議長)

はい。何か質問等ございませんか。

(1番 井内)

合同会社とありますが、どのようなものですか。

(事務局)

はい。農業生産法人として認められる組織形態につきましては、合同会社・合名会社・合資会社・株式会社及び農事組合法人の種類があります。合同会社につきましても、平成18年5月1日の会社法の施行により新たに創設された会社類型とされています。合同会社は社員間の人的信頼関係を基礎としており、出資者の有限責任が確保され、会社内部関係について組織的・組合的規律が適用されるという特徴を持っています。また、取締役や監査役の設置が不要、定款認証不要で設立時の経費や手間が少なく、比較的小さな法人であれば設立しやすいと言われていています。司法書士の方からも現行合同会社による設立が多くなってきているとお話は聞いているところです。説明は以上です。

(議長)

他にございませんか。

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程8 報告第26号「平成26年度農地部会活動報告及び平成27年度活動計画について」農地部会長より説明をお願いします。

(5番 篠田農地部会長)

報告第26号 平成27年3月30日 農業委員会 会長 田村繁則 様 農業委員会 農地部会部会長 篠田 勝 平成26年3月28日 第33回農業委員会総会において報告いたしました農地部会活動計画につきまして、次のとおり本年度の活動結果を取りまとめましたので報告いたします。1. 審査年月日 第1回 平成26年9月24日 利用状況調査及び農地パトロールについて 平成26年10月20日から平成26年10月22日 利用状況調査及び農地パトロールの実施 第2回 平成26年11月27日 耕作放棄地の対応について 第3回 平成26年12月16日 農地利用意向調査について 第4回 平成26年度活動報告及び平成27年度活動計画について 2. 活動結果については別紙のとおりとなります。

平成26年度 農地部会活動報告 1. 農地流動化意向調査の実施 ・農地流動化の意向調査について、一般財団法人 栗山町農業振興公社との連名で2月に実施した。2. 遊休農地（耕作放棄地）解消対策の実施 ・第1回農地部会にて「農地パトロール（利用状況調査）」の実施内容及び日程協議の結果に基づき、10月20日から22日の3日間にわたり農地パトロール（利用状況調査）について現地調査を行い、地区担当農業委員と事務

第9回農業委員会総会議事録

平成27年3月30日

局により指導対象農地（遊休農地）の区分を行った。指導対象農地の所有者へ利用意向調査書を送った。3. 農地パトロール（違反転用・不法投棄） ・ 2の「利用状況調査」と併せ、農地パトロールとして無断転用及び不法投棄等の調査を実施した。4. 農地の利用調整、あっせん活動の推進 ・ 農地の利用調整については、農地の賃貸借を中心に継続・新規ともスムーズに行われた。あっせん活動についても、特に問題なく処理された。また、新たに設けられた農地中間管理事業についての利用配分を行った。

平成27年度 農地部会活動計画 1. 農地流動化意向調査の実施 2. 遊休農地解消対策の実施 3. 農地パトロール（違反転用・不法投棄） 4. 農地の利用調整、あっせん活動の推進、北海道農地中間管理事業の推進 <両部会共通事項> □一般財団法人栗山町農業振興公社との連携 □新規就農支援活動 □農業者年金の新規加入促進 □担当地区農家との情報交換及び相談業務 □農業新聞の普及活動 となっております。

（議 長）

ありがとうございました。只今、農地部会から26年度の活動報告、27年度の活動計画について報告がございましたが、何か質問等ございませんか。

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程9 報告第27号「平成26年度農政部会活動報告及び平成27年度活動計画について」農政部会長より報告をお願いします。

（12番小川農政部会長）

報告第27号 平成27年3月30日 農業委員会 会長 田村繁則 様 農業委員会 農政部会 部会長 小川信一 平成26年3月28日 第33回農業委員会総会において報告いたしました農政部会活動計画につきまして、次のとおり本年度の活動結果を取りまとめましたので報告いたします。1. 審査年月日 第11回 平成26年5月16日 新規就農について 第1回 平成26年7月28日 農産物作況調査について 平成26年8月11日 農作物作況調査の実施（町内圃場2箇所・普及センター水稻比較試験圃場） 第2回 平成26年8月22日 新規就農について 第3回 平成27年2月26日 平成26年度活動報告及び平成27年度活動計画について 2. 活動結果別紙のとおりとなります。

平成26年度 農政部会活動報告 1. 担い手及び後継者対策、新規就農者の育成・受け入れ体制の充実強化 ・ 一般財団法人 栗山町農業振興公社との連携により、新規就農

第9回農業委員会総会議事録

平成27年3月30日

研修者及び研修受入先の状況を把握するとともに各地域内での調整に努めた。 ・5月16日開催の第11回部会において、新規就農者である〇〇〇〇/〇〇さん夫妻と〇〇〇〇/〇〇さん夫妻との面談を行い就農認定した。 ・8月22日開催の第2回部会において、新規就農者である〇〇〇〇/〇〇さん夫妻と〇〇〇〇/〇〇さん夫妻及び〇〇〇〇さんとの面談を行い就農認定した。 2. 農業者の意向把握と認定農業者の掘り起こし活動 ・2月に一般財団法人 栗山町農業振興公社と連名による「栗山町農地利用意向調査」を実施した。 3. 農作物作況視察の実施 ・8月11日～水稻（普及センター試験圃場）、メロン（〇〇氏圃場）、ひまわり（〇〇氏圃場）の視察を行った。 4. 各種農業施策の研修 ・10月3日：由仁町において由仁町、南幌町、長沼町、夕張市農業委員会と情報交換会を行った。 ・10月30日：月形町で開催された地区別農業委員等研修会へ参加した。 ・1月21日：札幌市で開催された農業委員会活動強化研修会へ参加した。 5. その他農政活動に関すること ・2月3日：栗山町で開催された農協改革&TPP 街頭宣伝活動協力へ参加した。 ・農政関係資料の取りまとめ及び配布（随時）を行った。

平成27年度 農政部会活動計画 1. 担い手及び後継者対策、新規就農者の育成・受け入れ体制の充実強化 2. 農業者の意向把握と認定農業者（地域の担い手）の掘り起こし活動 3. 農業施策に関する建議及び陳情要請活動 4. 農作物作況視察の実施 5. 各種農業施策の研修 6. その他農政活動に関すること また、両部会共通事項については農地部会と同様となります。

（議 長）

ありがとうございました。只今、農政部会から26年度の活動報告、27年度の活動計画について報告がございましたが、何か質問等ございませんか。

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程10 報告第28号「平成26年度運営委員会活動報告及び平成27年度活動計画について」運営委員長より報告をお願いします。

（13番 刈野運営委員長）

報告第28号 平成27年3月30日 農業委員会 会長 田村繁則 様 農業委員会運営委員会 委員長 刈野巖 平成26年3月28日 第33回農業委員会総会において報告いたしました運営委員会活動計画につきまして、次のとおり本年度の活動結果を取りまとめましたので報告いたします。 1. 審査年月日 第1回 平成26年8月11日 ・

第9回農業委員会総会議事録

平成27年3月30日

委員の担当地区について ・「人と農地の問題アンケート集計結果」速報値について ・農地中間管理事業研修会について 第2回 平成26年10月30日 ・農業委員会研修視察について ・委員の服装について 第3回 平成27年3月10日 ・平成26年度活動報告及び平成27年度活動計画について ・平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について ・平成27年度農業委員会総会日程について ・農地台帳点検等実施規程について 2. 活動結果は別紙のとおりとなります。

平成26年度 運営委員会活動報告 1. 農地中間管理事業研修会が8月28日に開催され、17名が出席した。 ・地区別農業委員等研修会が10月30日に「月形町」において開催され、6名が出席した。 ・新・農業人フェアが11月1日に「札幌市」において開催され、3名が出席した。 ・新任農業委員研修会が11月13日に開催され、6名が出席した。 ・農業委員会活動強化研修会が1月21日に「札幌市」において開催され、6名が出席した。 ・農業経営の第三者継承を考えるシンポジウムが1月28日に「札幌市」において開催され、4名が出席した。 2. 農業関係団体等との情報交換 ・農業委員OBとの交流会が8月11日に開催され、16名が出席した。 ・由仁町、南幌町、長沼町、夕張市農業委員会との交流会が10月3日に「由仁町」において開催され、15名が出席した。 ・栗山町農業5団体の交流会が10月10日に開催され、13名が出席した。 ・栗山町長、栗山町議会議長との新春懇談会が1月29日に開催され、15名が出席した。 3. 農業委員会の運営 ・平成26年4月～平成27年3月までの間に12回の農業委員会総会を開催した。

平成27年度 運営委員会活動計画 1. 農業委員会研修の開催 2. 農業関係団体等との情報交換の強化 3. 農業委員会の運営 4. 「農業経営基盤強化促進基本構想」における利用権設定等促進事業の研究となっております。

(議長)

ありがとうございました。只今、運営委員会から26年度の活動報告、27年度の活動計画について報告がございましたが、何か質問等ございませんか。

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程11 議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について 今回は4件の申請でございます。下記の農地について、所有権移転(売買)による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。

番号1 所在 字〇〇473番地1 地目につきましては公簿、現況ともに田 面積8,959㎡外2筆 計田3筆19,565㎡ 譲渡人 字〇〇405番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして、規模縮小することに伴い離れ地である申請地を譲受人に売渡したいとなっております。譲受人 字〇〇566番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして、隣接地を耕作しており、規模拡大を図るため買受けたいとなっております。続きまして、下記の農地について、所有権移転(贈与)による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。

番号2 所在 字〇〇71番地4 地目につきましては公簿、現況ともに畑 面積697㎡他1筆 計畑2筆2,012㎡でございます。 譲渡人 〇〇〇丁目183番地2 〇〇〇〇 摘要といたしまして、諸事情により耕作することがないことから譲受人に贈与したいとなっております。譲受人 字〇〇267番地5 〇〇〇〇 摘要といたしまして、規模拡大を図るため贈与を受けたいとなっております。続きまして、下記の農地について、賃貸借による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。

番号3 所在 字〇〇94番地2 地目につきましては公簿畑、現況田 面積473㎡他28筆 田18筆135,597㎡ 畑11筆65,158㎡ 計29筆200,755㎡ 貸主 字〇〇770番地1 〇〇〇〇 摘要といたしまして、体調不良に伴い、借主の申し入れにより、申請地を貸したいとのことです。借主 〇〇町〇〇2081番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして、申請地を借受して、規模拡大を図りたいとのことです。

番号4 所在 字〇〇768番地4 地目につきましては公簿、現況ともに田 面積2,778㎡他4筆 田4筆27,387㎡ 畑1筆2,083㎡ 計5筆29,470㎡ 貸主 字〇〇768番地1 〇〇〇〇 摘要といたしまして、貸主は既に離農しており、借主の申し入れにより、申請地を貸したいとのことです。借主 〇〇町〇〇2081番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして、申請地を借受して、規模拡大を図りたいとのことです。以上です。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。まず番号1の報告をお願いします。

(1番 井内)

第9回農業委員会総会議事録

平成27年3月30日

番号1 ○○さんにおかれましては、規模縮小することに伴い、離れ地である申請地を売渡したいとのことですが、譲受人の○○さんは隣接地を耕作しており、今回の申請も規模拡大の為のものであり、何ら問題ないと考えます。

(議長)

続きまして、番号2から4について報告をお願いします。

(12番 小川)

番号2 現在耕作している○○○○さんへ贈与するもので、規模拡大のものであり、何ら問題ないと考えます。

番号3 ○○さんにおかれましては、体調不良により営農が困難となり、親類にあたる○○さんに賃貸することになりましたが、借主も規模拡大の為のものであり、何ら問題ないと考えます。

番号4 ○○さんにおかれましては、すでに離農しておりますので、借主の○○さんは隣接地を耕作しており、今回の申請も規模拡大の為のものであり、何ら問題ないと考えます。

(議長)

はい。只今、事務局及び地区担当委員より4件の説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第46号については原案どおり決定といたします。

日程12 議案第47号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第47号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は3件の願い出でございます。

番号1 所在 字○○46番地7 公簿地目 畑 現況地目 農地外 面積60㎡他2筆

第9回農業委員会総会議事録

平成27年3月30日

利用状況は原野として利用 所有者 ○○市○○ ○○○○ 願出人氏名 字○○1 番地 101 ○○○○ 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号2 所在 字○○236 番地5 公簿地目 畑 現況地目 農地外 面積 89 m² 利用状況は宅地として利用 所有者、願出人氏名 字○○33 番地 ○○○○ 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号3 所在 字○○612 番地3 公簿地目 畑 現況地目 農地外 面積 1,493 m² 利用状況は山林として利用 所有者、願出人氏名 ○○289 番地9 ○○○○ 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。以上でございます。

(議長)

はい。この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(2番 桂)

3月23日に、桂、鳥村委員、木内委員及び事務局職員2名にて現地調査を行いましたので報告いたします。

現況証明願いに基づき現地確認を実施した結果、願い出どおりの現況地目であることを確認しておりますので、よろしくご審議のほどをお願いします

(議長)

はい。只今、事務局、現地調査班長より報告がございましたが、関係する委員さんの案件がありますので、それから審議したいと思います。それでは、○○委員退席願います。

(○○委員退席)

それでは、番号2について審議したいと思います。何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

番号2について原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2については原案どおり決定といたします。

(○○委員着席)

続きまして、残る案件について審議したいと思います。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

残る案件について 原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって残る案件については原案どおり決定といたします。

議案第47号については、全て原案どおり決定となりました。

日程13 議案第48号「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第48号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は賃貸借17件、所有権移転3件、転貸借1件の計21件の申し出でございます。

それでは、個別に説明いたします。

整理番号26賃94-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇566番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇405番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成27年3月5日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇45番地1の内 現況地目 田 面積24,689㎡外1筆 計田2筆49,434㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成27年3月31日から平成29年11月30日までの2年8カ月 借賃 10aあたり 田〇,〇〇〇円 面積乗じまして、年間〇〇〇,〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は種子馬鈴薯で、家族構成は男2人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間従事日数も250日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号26賃95-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇540番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇1番地10 〇〇〇〇 申出年月日 平成27年3月5日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇45番地5 現況地目 畑 面積2,115㎡外2筆 計畑3筆3,706㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成27年3月31日から平成31年11月30日までの4年8カ月 借賃 10aあたり 畑〇,〇〇〇円 面積乗じまして、年間〇〇〇,〇〇〇円でございます。借賃の

第9回農業委員会総会議事録

平成27年3月30日

支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱・小麦で、構成員は男2人で地域活動も積極的に参加し、年間従事日数も260日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号26賃96-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇525 番地 1
〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇51 番地 14 〇〇〇〇 申出年月日 平成
27年3月4日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇1094 番地の内 現況地目 畑 面積
15,000 m² 1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間
平成27年3月31日から平成37年11月30日までの10年8カ月 借賃 10aあたり
畑〇,〇〇〇円 面積乗じまして、年間〇〇,〇〇〇円でございます。借賃の支払方法に
つきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇口座に振り込むものとなっており
ます。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男3人
女2人で地域活動も積極的に参加し、年間従事日数も250日と農業経営基盤強化促進法
第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号26賃97-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇91 番地 65
〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇 〇〇〇〇 申出年月日 平成27年3月13
日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇520 番地 14 現況地目 田 面積 646 m²外 26
筆 田 16筆 41,169 m² 畑 11筆 35,423 m² 計 27筆 76,592 m²でございます。設定する利
用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成27年3月31日から平成37年1
月29日までの9年10カ月 借賃 年間〇〇〇,〇〇〇円でございます。借賃の支払方法
につきましては、毎年12月10日までに〇〇〇〇指定口座に振り込むものとなっております。
利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は牧草で、家族構成は男1人で
地域活動も積極的に参加し、年間従事日数も300日と農業経営基盤強化促進法第18条
第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号26所98-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇205 番地 〇〇〇〇
所有権を移転する者 栗山町字〇〇253 番地 2 〇〇〇〇 申出年月日 平成27年3月5
日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇249 番地 1 現況地目 田 面積 43,021 m²外 4
筆 田 3筆 74,384 m² 畑 1筆 2,139 m² 雑種地 1筆 933 m² 計 5筆 77,456 m²ござい
ます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田・普通畑として利用 所有権移
転の時期、土地の引渡時期につきましては、平成27年3月31日 対価 10aあたり田
〇〇〇,〇〇〇円 畑 〇〇〇,〇〇〇円 雑種地 〇〇,〇〇〇円 それぞれ面積乗じまし
て〇〇,〇〇〇,〇〇〇円でございます。対価の支払方法につきましては、支払期限までに〇

第9回農業委員会総会議事録

平成27年3月30日

〇〇〇名義〇〇口座に振り込むものとなっております。対価の支払期限につきましては、平成27年9月30日でございます。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦で、構成員は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間従事日数も250日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号26所99-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇205番地 〇〇〇〇
所有権を移転する者 栗山町字〇〇253番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成27年3月5日
所有権を移転する土地 所在 字〇〇255番地1 現況地目 田 面積9,081㎡外6筆
田4筆26,320㎡ 畑1筆5,176㎡ 雑種地2筆1,579㎡ 計7筆33,075㎡でございます。
所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田・普通畑として利用 所有権移
転の時期、土地の引渡時期につきましては、平成27年3月31日 対価 10aあたり田
〇〇〇,〇〇〇円 畑 〇〇〇,〇〇〇円 雑種地 〇〇,〇〇〇円 それぞれ面積乗じまし
て〇,〇〇〇,〇〇〇円でございます。対価の支払方法につきましては、支払期限までに〇〇
〇〇名義〇〇口座に振り込むものとなっております。対価の支払期限につきましては、平
成27年9月30日でございます。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は
小麦で、構成員は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間従事日数も250日と
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号26所100-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇153番地13 〇〇
〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇130番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成27年3
月12日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇127番地 現況地目 田 面積3,406㎡
外7筆 田5筆39,591㎡ 畑1筆889㎡ 雑種地2筆801㎡ 計8筆41,281㎡ござ
います。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田・普通畑として利用 所有権
移転の時期、土地の引渡時期につきましては、平成27年3月31日 対価 10aあたり田
〇〇〇,〇〇〇円 畑 〇〇,〇〇〇円 雑種地 〇〇,〇〇〇円 それぞれ面積乗じまし
て〇〇,〇〇〇,〇〇〇円でございます。対価の支払方法につきましては、支払期限までに〇〇
〇〇名義〇〇口座に振り込むものとなっております。対価の支払期限につきましては、平
成27年9月30日でございます。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は
水稻で、家族構成は男3人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間従事日数も250日
と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号26賃101-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇98番地
〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇県〇〇 〇〇〇〇 申出年月日 平成27年3月23
日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇106番地1の内 現況地目 田 面積4,792㎡
外26筆 田16筆23,714.69㎡ 畑11筆27,766㎡ 計27筆51,480.69㎡でございます。

第9回農業委員会総会議事録

平成27年3月30日

設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成27年3月31日から平成31年11月30日までの4年8カ月 借賃 10aあたり 田〇,〇〇〇円 畑〇,〇〇〇円 面積乗じまして、年間〇〇〇,〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・種子馬鈴薯で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間従事日数も260日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号26賃102-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇98番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇 〇〇〇〇 (持分1/2) 〇〇市〇〇 〇〇〇〇 (持分1/2) 申出年月日 平成27年3月23日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇109番地1 現況地目 田 面積6,889㎡外4筆 田2筆13,276㎡ 畑3筆28,982㎡ 計5筆42,258㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成27年3月31日から平成31年11月30日までの4年8カ月 借賃 10aあたり 田〇,〇〇〇円 畑〇,〇〇〇円 面積乗じまして、年間〇〇〇,〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・種子馬鈴薯で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間従事日数も260日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号26賃103-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇98番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇 〇〇〇〇 申出年月日 平成27年3月23日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇44番地10の内 現況地目 畑 面積2,000㎡外1筆 計畑2筆17,000㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成27年3月31日から平成31年11月30日までの4年8カ月 借賃 10aあたり 畑〇,〇〇〇円 面積乗じまして、年間〇〇〇,〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・種子馬鈴薯で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間従事日数も260日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号26賃104-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇176番地13 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇989番地8 〇〇〇〇 申出年月日 平成27年3月23日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇989番地2 現況地目 畑 面積18,368㎡外1筆 計畑2筆20,212㎡でございます。設定する利用権の内容につきまして

第9回農業委員会総会議事録

平成27年3月30日

は、種類 賃貸借 期間 平成27年3月31日から平成31年11月30日までの4年8カ月 借賃 10aあたり 畑〇,〇〇〇円 面積乗じまして、年間〇〇,〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男3人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間従事日数も250日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号26賃105-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇16番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇161番地 8 〇〇〇〇 申出年月日 平成27年3月23日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇4番地 3 現況地目 田 面積 2,172 m²外 2筆 計田 3筆 10,949 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成27年3月31日から平成29年11月30日までの2年8カ月 借賃 10aあたり 田〇〇,〇〇〇円 面積乗じまして、年間〇〇〇,〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男2人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間従事日数も250日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号26賃106-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇40番地 7 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇223番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成27年3月16日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇221番地 1 現況地目 田 面積 1,659 m²外 7筆 計田 8筆 83,752 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成27年3月31日から平成36年11月30日までの9年8カ月 借賃 10aあたり 田〇,〇〇〇円 面積乗じまして、年間〇〇〇,〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男1人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間従事日数も250日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号26賃107-1 更新 利用権の設定を受ける者 字〇〇188番地 3 〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇 〇〇〇〇 申出年月日 平成27年3月17日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇187番地1の内 現況地目 田 面積 1,785 m²外 13筆 田 11筆 48,892 m² 畑 3筆 1,902 m² 計 14筆 50,794 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成27年3月31日から平成31年11月30日までの4年8カ月 借賃 10aあたり 田〇,〇〇〇円 畑〇,〇〇〇円 面積乗じま

第9回農業委員会総会議事録

平成27年3月30日

して、年間〇〇〇,〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲・種子馬鈴薯で、家族構成は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間従事日数も260日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号26賃108-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇145 番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇95 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成27年3月23日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇48 番地1 現況地目 畑 面積15,740㎡外8筆 田7筆23,032㎡ 畑2筆18,317㎡ 計9筆41,349㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成27年3月31日から平成31年11月30日までの4年8カ月 借賃 10aあたり 田〇,〇〇〇円 畑〇,〇〇〇円 それぞれ面積乗じまして、年間〇〇〇,〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲で、家族構成は男3人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間従事日数も250日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号26賃109-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇145 番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇95 番地 73 〇〇〇〇 申出年月日 平成27年3月23日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇150 番地1 現況地目 田 面積16,547㎡外1筆 計田2筆26,408㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成27年3月31日から平成31年11月30日までの4年8カ月 借賃 10aあたり 田〇〇,〇〇〇円 面積乗じまして、年間〇〇〇,〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲で、家族構成は男3人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間従事日数も260日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号26賃110-1 新規 利用権の設定を受ける者 字〇〇145 番地 〇〇〇〇 〇 利用権を設定する者 〇〇県〇〇 〇〇〇〇 申出年月日 平成27年3月23日 利用権を設定する土地 所在 栗山町字〇〇141 番地1 現況地目 田 面積5,008㎡ でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成27年3月31日から平成31年11月30日までの4年8カ月 借賃 10aあたり 田〇〇,〇〇〇円 面積乗じまして、年間〇〇,〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年

第9回農業委員会総会議事録

平成27年3月30日

11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男3人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間従事日数も260日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号26賃111-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇145番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇59番地132 〇〇〇〇 申出年月日 平成27年3月23日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇154番地 現況地目 田 面積 9,162㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成27年3月31日から平成37年11月30日までの10年8カ月 借賃 10aあたり 田 〇〇,〇〇〇円 面積乗じまして、年間〇〇〇,〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男3人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間従事日数も260日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号26賃112-1 新規 利用権の設定を受ける者 字〇〇170番地 〇〇〇〇 〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇 〇〇〇〇 申出年月日 平成27年3月23日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇170番地1 現況地目 畑 面積 29,741㎡外11筆 田4筆20,652㎡ 畑8筆40,596㎡ 計12筆61,248㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成27年3月31日から平成36年9月29日までの9年6カ月 借賃 年間〇〇〇,〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年12月10日までに〇〇〇〇指定口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は牧草で、構成員は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間従事日数も300日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号26賃501-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町松風3丁目252番地 一般財団法人 栗山町農業振興公社 利用権を設定する者 栗山町字〇〇81番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成27年3月5日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇25番地3 現況地目 田 面積 6,073㎡ 1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成27年3月31日から平成37年11月30日までの10年8カ月 借賃 年間〇〇,〇〇〇円 手数料 1年目2% 2年目以降1%でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名義〇〇口座に振り込むものとなっております。

平成27年3月30日

整理番号26転502-2 新規 利用権の設定を受ける者 字〇〇83番地3 〇〇〇〇
○ 利用権を設定する者 栗山町松風3丁目252番地 一般財団法人 栗山町農業振興公社 申出年月日 平成27年3月5日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇25番地3
現況地目 田 面積6,073㎡ 1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、
種類 転貸借 期間 平成27年3月31日から平成37年11月30日までの10年8カ月
借賃 年間〇〇,〇〇〇円 手数料 1年目2% 2年目以降1%でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月15日までに〇〇〇〇名義〇〇口座に振り込むものとなっております。

(議長)

はい。只今、事務局より賃貸借17件、所有権移転3件、転貸借1件の説明がありましたが、整理番号順に質疑を行います。

整理番号26賃94-1について質疑ありませんか。(なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号26賃95-1について質疑ありませんか。(なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号26賃96-1について質疑ありませんか。(なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号26賃97-1について質疑ありませんか。(なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号26所98-1について質疑ありませんか。(なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号26所99-1について質疑ありませんか。(なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号26所100-1について質疑ありませんか。(なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号26賃101-1について質疑ありませんか。(なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号26賃102-1について質疑ありませんか。(なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号26賃103-1について質疑ありませんか。(なしの声)
質疑なしと認めます。

整理番号26賃104-1について質疑ありませんか。(なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号26賃105-1について質疑ありませんか。(なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号26賃106-1について質疑ありませんか。(なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号26賃107-1について質疑ありませんか。(なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号26賃108-1について質疑ありませんか。(なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号26賃109-1について質疑ありませんか。(なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号26賃110-1について質疑ありませんか。(なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号26賃111-1について質疑ありませんか。(なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号26賃112-1について質疑ありませんか。(なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号26賃501-1について質疑ありませんか。(なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号26転502-2について質疑ありませんか。(なしの声)

質疑なしと認めます。

次に整理番号順に採決します。

整理番号26賃94-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号26賃94-1については原案どおり決定いたします。

整理番号26賃95-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号26賃95-1については原案どおり決定いたします。

整理番号26賃96-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号26賃96-1については原案どおり決定いたします。

整理番号26賃97-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号26賃97-1については原案どおり決定いたします。

整理番号26所98-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号26所98-1については原案どおり決定といたします。

整理番号26所99-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号26所99-1については原案どおり決定といたします。

整理番号26所100-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号26所100-1については原案どおり決定といたします。

整理番号26賃101-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号26賃101-1については原案どおり決定といたします。

整理番号26賃102-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号26賃102-1については原案どおり決定といたします。

整理番号26賃103-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号26賃103-1については原案どおり決定といたします。

整理番号26賃104-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号26賃104-1については原案どおり決定といたします。

整理番号26賃105-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号26賃105-1については原案どおり決定といたします。

整理番号26賃106-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号26賃106-1については原案どおり決定といたします。

整理番号26賃107-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号26賃107-1については原案どおり決定といたします。

整理番号26賃108-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号26賃108-1については原案どおり決定といたします。

整理番号26賃109-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号26賃109-1については原案どおり決定といたします。

整理番号26賃110-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号26賃110-1については原案どおり決定といたします。

整理番号26賃111-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号26賃111-1については原案どおり決定といたします。

整理番号26賃112-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号26賃112-1については原案どおり決定といたします。

整理番号26賃501-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号26賃501-1については原案どおり決定といたします。

整理番号26転502-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号26転502-2については原案どおり決定といたします。

日程14 議案第49号「農地のあっせんについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第49号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売買についてあっせんの申し出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。今回は2件の申し出でございます。

番号1 あっせん申出者 栗山町字〇〇29番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成27年3月11日 申出地所在 字〇〇34番地の内 地目につきましては、公簿 畑 現況 田 面積 2,247㎡外 10筆 田 8筆 28,410㎡ 畑 3筆 10,197㎡ 計 11筆 38,607㎡でございます。次のページに申出地の位置と周りの耕作者等記載した図面を添付しておりますので、参考として下さい。以上です。

(議長)

はい。それでは関係する委員の説明をお願いします。

(8番亀田)

〇〇〇〇さんにおかれましては、全農地を貸し付けておられましたが、本人より土地を手放したいとの相談があり、あっせんにかけることにしました。権利移動の相手として、第1候補に〇〇〇〇、第2候補に〇〇〇〇を予定しております。あっせん委員として、私と小川委員で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。只今、番号1について事務局、関係する委員さんより説明がありましたが、何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1についてはあっせんを可といたしますので、亀田、小川両委員さんよろしくをお願いします。

続きまして、番号2について事務局の説明を求めます。

(事務局)

番号2 あっせん申出者 栗山町字〇〇152番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成27年3月13日 申出地所在 字〇〇140番地2 地目につきましては、公簿 現況ともに 田面積7,617㎡外10筆 田8筆35,156㎡ 畑2筆7,905㎡ 用悪水路1筆112㎡ 計11筆43,173㎡でございます。次のページに申出地の位置と周りの耕作者等記載した図面を添付しておりますので、参考として下さい。以上です。

(議長)

はい。それでは関係する委員の説明をお願いします。

(9番藤田)

〇〇〇〇さんにおかれましては、経営移譲年金受給に伴い農地を貸し付けておりましたが、今後農業を行うことがないことから土地を手放したいとの相談があり、あっせんにかけることにしました。権利移動の相手として、第1候補に〇〇〇〇さん、第2候補に〇〇〇〇〇〇さんを予定しております。あっせん委員として、私と篠田委員で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。只今、事務局、関係する委員さんより説明がありましたが、何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2についてはあっせんを可といたしますので、藤田、篠田両委員さんよろしくをお願いします。

日程15 議案第50号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案) 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について事務局の説明を求めます。

(事務局長)

平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてです。

平成21年1月の「農業委員会の適正な事務実施について」という農水省通知により、前年度の点検、評価と当年度の目標を定めて農業委員会の活動をするとして、定められた様式により全国の農業委員会が国へ報告するという方針に基づき、当農業委員会でも例年報告しているものです。

本日の総会において議決の上、町のホームページ上で30日間、意見を公募し、その意見を加味した上で5月の総会で最終決定し、6月末までに国へ報告するという手順になっております。現実的には、意見公募をしても出てきていないというのが実情ですが、手続き上必要ということでございますのでご理解願いたいと思います。

先ず、1ページ目、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）でございます。

I 法令事務に関する点検の1 総会等の開催及び議事録の作製ですが、それぞれ総会の周知や議事録の作成を行い、平成26年度からはホームページ上での公表もしてございます。

続きまして2ページ目をお開き下さい。2事務に関する点検ですが、農地法3条に基づく許可事務は21件、農地転用に関する事務これは同4条5条のことですが、17件、農業生産法人からの報告は35法人中31法人ですが、提出しなかった理由は「新規設立等による」としてございます。また情報提供ですが、賃貸情報でも周知している457件としています。次のページの農用地利用集積計画の決定の処理件数は118件ございました。

5ページ目 II 法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価です。1の現状では18.3ha ございます。目標達成に向けた活動としては農地パトロールの実施状況を記載しております。また、活動に対する評価の案では、法改正に伴い遊休農地所有者への利用意向調査を実施したとしております。

7ページ目 III 促進等事務に関する評価 1 認定農業者等担い手の育成及び確保では、認定農業者は17経営増加としております。なお、先週認定協議会が開催され3月末では6経営増え306経営となっております。次のページになりますが、2担い手への農地の利用集積では実績を18ha としており、従前の借入地購入と公社事業分を除いた実数となります。9ページ目の違反転用について実績はございません。全般的に、目標に対する評価は妥当または達成できたとし、活動に対する評価は充実または実施できたとしております。

続きまして、10ページ目、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）でございます。

I 法令事務（遊休農地に関する措置）では、遊休農地面積を19.6haとし前年より1.3ha増えてございます。これは、耕作放棄地再生利用対策交付金等の活用予定地を追加したことによるものです。本年はこの交付金等を活用する予定地が2.1haでございますことから、これを解消面積の目標と設定させて頂いています。

II 促進等事務では、認定農業者数300経営を維持するとしておりますが、先ほど申し上げましたように306経営となります。次のページの農地の利用集積では前年実績の60%程度の11haを目標面積をととしています。13ページ目の違反転用への適正な対応では、農地パトロールをとおして実施するとしています。

なお、一部3月末の実績がまだ出ておりませんので、確定した時点で数値の訂正させて頂きますのでご了承願います。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

（議 長）

はい。只今、局長より説明がありましたが、農業委員会として26年度の目標を立て、その目標を達成するためにどのような活動をしたかの点検・評価（案）及び27年度の目標とその達成に向けた活動計画（案）でございますけれども、内容等につきまして、何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。（ハイの声）

それでは、採決に移ります。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第50号は原案どおり決定といたします。

日程16 議案第51号「栗山町農地台帳点検等実施規程について」事務局の説明をお願いします。

（事務局長）

改正農地法に定められた農地台帳の整備については自治事務として取り扱うことが定められており、具体的な公表の手続き等についても地方自治法及び関連政省令、市町村条例の定めに基づき、市町村自体が決定していくことになっています。では、条文に沿ってかいつまんでご説明いたします。

第1条は、「目的」を定めております。

第2条及び第3条は、「対象事項及び実施等」を定めております。

第4条は、「住民基本台帳等との照合」を定めております。

第5条及び第6条は、「随時補正及び実施管理者」を定めております。

第7条、第8条及び第9条は、「公表等」を定めております。

第10条は、「要約書の交付及び閲覧の請求情報等」を定めております。

第11条、第12条及び第13条は、「請求の方法等、閲覧用台帳及び記録事項要約書」を定めております。

第14条及び第15条は、「閲覧の方法及び手数料の徴収」を定めております。

第16条は、「農地中間管理機構への記録事項の提供」を定めており、同第2項では「適切な管理のための必要な条件」を定めております。

最後、附則ですが、「この規程は、平成27年4月1日から施行する。」としております。次に様式に移ります。

第1号様式は、第11条での「請求情報を記載した書面（請求書）」になります。

第2号様式は、第12条での閲覧用農地台帳の様式になります。

第3号様式は、第13条での記録事項要約書の様式になります。

今回の実施規程の制定は、農地法52条の2と52条の3のうち、窓口での公表に対応するために制定する必要があり、全国農業会議所が取りまとめたガイドラインを参考にし、栗山町農地台帳点検等実施規程を定めて対応するものです。

今回の規程は農地情報の活用促進という目的の下に、事務所内でやらなければならないことを全国規模で統一するために規程を設けなさいということになっております。従いまして、事務局職員が守らなければならないというような位置付けになると考えております。なお、既に制定されている【栗山町農業委員会事務局規程】などと同様に、栗山町農業委員会の訓令（方針や基準）という形で制定するものです。

内容を比較的簡略化して申し上げますと

「全国統一的な基準に基づき、農地基本台帳データを定期的及び随時に点検・補正し、住民基本台帳及び固定資産台帳とも照合しなさい。また、公表する内容も同様に全国統一的な基準に基づくものですよ。新設された農地中間管理機構へも適宜情報提供をしなさい。但し、中間管理機構はその提供された情報をきちんと安全管理しなさい。」というものになると考えています。

(議長)

第9回農業委員会総会議事録

平成27年3月30日

はい。只今、局長より説明がありました。農地法改正に伴い農地台帳の記録内容の点検等に関わっての規定でございますけれども、内容等につきまして、何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第51号は原案どおり決定といたします。

日程17 議案第52号「農業委員会事務局職員の任免について」私の方から説明いたしますので、事務局の皆さんは退出してください。

(事務局員退席)

栗山町職員の人事異動に伴い、農業委員会等に関する法律第20条第3項の規定により任免について承認を求めるということで、異動年月日は平成27年4月1日、

解任 職名 局長 主事 松本俊哉 異動先については、住民生活課長。

任命 職名 局長 主事 高間嘉之 税務課収納担当主幹より。

任命 職名 参与 主事 吉川道也 教育委員会 社会教育グループ主査より。

以上が人事案件になりますが、何かございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第52号「農業委員会事務局職員の任免について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第52号は原案どおり決定といたします。

日程18 議案第53号「栗山町農業委員会事務局規程の一部改正について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第53号 「栗山町農業委員会事務局規程の一部改正について」 農業委員会等に関する法律第28条の規定により栗山町農業委員会事務局規程の一部を次のように改正することの承認を求めます。本件は4月1日付人事異動に伴う改正であります。

第5条第2号中「主幹」を「参与」に改める。

第5条第5号中「主幹」を「参与」に改める。

第8条第1号中「主幹」を「参与」に改める。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、4月の人事異動に伴い事務局規程を改正するものです。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第53号については原案どおり決定といたします。

本日の議案につきましては、これで終了です。

—日程19 農業団体等報告事項について—

(議長)

次期総会の日程は4月28日の火曜日 午前8時00分から、現地調査につきましては、4月20日の月曜日 午前9時30分から、第4班 長谷川委員、青山委員、篠田委員にお願いします。

それでは、慎重審議ありがとうございました。

本日はご苦勞様でした。

それでは、本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立ください。「礼」本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午前11時30分終了)